

技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出を招請するので公示する。

1 掲 載 日 平成29年 5 月25日

2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所長 荘田 祐次

3 担当部局 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 計画課 計画第1係 八巻 さつき
電話 024-555-3780

4 業務内容等

(1) 業務名 平成29年度国営造成水利施設保全対策指導事業
会津北部地区日中ダム安全性評価業務

(2) 業務内容

本業務は、国営かんがい排水事業「会津北部地区」で造成された日中ダムについて、安全性評価の検討を行うものである。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 準備作業 | 1 式 |
| 2. 健全性評価 | 1 式 |
| 3. 耐震性能照査 | 1 式 |
| 4. 農業用ダム安全性評価委員会の資料作成 | 1 式 |
| 5. 設計業務照査 | 1 式 |
| 6. 報告書作成 | 1 式 |

(3) 履行期限 平成30年 2 月 7 日

(4) 入札・契約方式 簡易公募型プロポーザル方式

(5) 本業務は、業務説明書・技術提案書提出要請書の交付、参加表明書・技術提案書の提出・受領に係る確認及び見積について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③ 東北農政局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうちA等級で建設コンサルタントの競争参加資格の認定を受けている者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。③の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

⑤ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等か

- らの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ① 企業の経験及び能力
当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無並びに地域貢献活動への支援
- ② 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、専任性

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

- ① 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、専任性
- ② 事業実施方針、手法等
事業目的・業務内容に対する理解度、提案内容の的確性、創意工夫、実施手順・体制、特定テーマの確実性等

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、平成29年5月25日から平成29年6月5日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日。午前9時から午後5時までとする。なお、最終日は午後3時までとする。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し出た者に対し、以下の期間、場所にて交付する。

- (1) 交付期間 平成29年5月25日から平成29年6月5日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、最終日は午後3時までとする。
- (2) 交付場所 3に同じ。
- (3) その他 CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R（700MB 48倍速）を持参するものとする。
交付は無料とする。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

① 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が3MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（様式11）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1及び様式11のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

② 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期間内に（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

- (2) 提出先 3に同じ。

- (3) 提出期間 平成29年5月26日から平成29年6月5日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日については午後3時までとする。

(4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、平成29年6月19日までに書面にて通知する。

8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

① 電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が5MBを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

② 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により提出期間内に(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期間 平成29年6月20日から平成29年7月10日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日については午後2時までとする。

(4) 特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、平成29年7月24日までに書面にて通知する。

(5) 技術提案書のヒアリングの有無
行わない。

9 その他

(1) 手続における交渉の有無 無

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行福島支店)

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行福島支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)による。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口
3に同じ。

(7) 参加資格の確認

上記5の(1)の③の認定を受けていない者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、5の(1)の③及び④に掲げる資格要件の認定を受けていなければならない。

(8) 電子入札方式

① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)(東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>)によるものとする。

- (9) その他
詳細は、業務説明書による。

【お知らせ】

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。